

東京都立学校の学校給食費等の助成に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都立学校に在籍する幼児、児童及び生徒の学校給食費等を助成することにより、保護者等の負担を軽減するとともに学校給食等の質の維持向上を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校給食費 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項の学校給食費、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百八号）第五条第二項に規定する学校給食に要する経費（同条第一項の経費を除く。）及び夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第一百五十七号）第五条第二項に規定する学校給食に要する経費（同条第一項の経費を除く。）をいう。

二 寄宿舎食費 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和二十九年政令第一百五十七号）第一条第六号に規定する文部科学省令で定める範囲の食費をいう。

三 学校給食費等 学校給食費及び寄宿舎食費をいう。

四 東京都立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校又は夜間課程を置く高等学校のうち、東京都（以下「都」という。）が設置する学校をいう。

五 保護者等 次のアからウまでに掲げる東京都立学校に在籍する者の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める者をいう。

ア 幼児、児童又は生徒（イ又はウに掲げる者を除く。） 当該幼児、児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者

イ 特別支援学校に在籍する生徒のうち成年に達した者 当該生徒の就学に要する経費を負担する者
ウ 高等学校の夜間課程に在籍する生徒 当該生徒

（助成額）

第三条 都は、第一条の目的を達成するため、東京都立学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者等に対し、当該幼児、児童又は生徒の学校給食費等の総額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条により国又は地方公共団体の負担による学校給食費等に関する給付が行われたときは、同項の規定による助成の額から当該給付の額を控除するものとする。

（助成金の申請及び受領）

第四条 保護者等は、学校給食費等の助成金の申請及び受領を、幼児、児童又は生徒が在籍する東京都立学校の校長に委任するものとする。

（助成金の交付）

第五条 助成金は概算払によるものとし、その額は、助成金の交付を受けようとする年度の東京都規則で定める日に当該東京都立学校に在籍する幼児、児童及び生徒の数に、東京都規則で定めるところにより当該学校の校長が算出した当該学校における幼児、児童及び生徒一人当たりの年間の学校給食費等の額を乗じて得た額とする。

2 前条の規定により委任を受けた校長（以下単に「校長」という。）は、当該学校に在籍する幼児、児童及び生徒の数の増加等の理由により、前項の規定により受領した助成金が年度の途中で不足することが見込まれる

場合は、同項の規定に準じ、概算払により追加して助成金の交付を受けることができるものとする。

(実績報告)

第六条 校長は、当該年度における学校給食費等の額が確定したとき又は会計年度が終了したときは、助成金の実績に関し、知事に報告しなければならない。

(精算)

第七条 校長は、当該年度における第三条第一項の助成額が確定した後、知事が指定する日までに知事に精算書を提出しなければならない。

(余剰金)

第八条 校長は、当該年度が終了した時点において、第三条第一項の助成額の確定後に、第五条の規定により交付を受けた助成金に余剰が生じたときは、知事が指定する日までにその全部を知事に返納しなければならない。

(助成金の返還)

第九条 知事は、偽りその他の不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、その者に既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(報告及び調査)

第十条 知事は、必要があると認めるときは、校長に対し、学校給食費等の助成に関する報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都立学校に在籍する幼児、児童及び生徒の学校給食費等を助成することにより、保護者等の負担を軽減するとともに学校給食等の質の維持向上を図り、子育て支援及び教育を充実させる必要がある。